

令和 2 年 6 月 15 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K16975

研究課題名（和文）環境規制法実施下での遵守・交渉・法の実現に関する経験的研究

研究課題名（英文）Empirical Research on Regulatory Compliance, Negotiation and Construction of the Meaning of Law

研究代表者

平田 彩子 (Hirata, Ayako)

岡山大学・社会文化科学研究科・准教授

研究者番号：80547810

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題は、環境規制法の実施・執行過程について、法があいまいであることを出発点として法の具体的意味構築のプロセスに迫るものである。特に被規制者（事業者）側の規制法に対する認識と解釈行動について経験的、理論的にアプローチした。環境規制対象の事業者に対するインタビュー調査と質問票調査、及び自治体へのインタビュー調査を実施した。被規制者である事業者も、その内部での部署間関係によって法遵守の判断や法の意味構築行動が異なり、事業者内部のダイナミクスや関係者間の相互作用性を理解しない限り、規制法の意味構築や遵守の理解は図れないこと、法の具体的意味は社会的相互作用を通じて構築されていることを論じた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究課題は、従来必要とされながら未だ研究が少ない規制法執行過程について、見落とされていた被規制者の法遵守行動について経験的調査を通じて知見を得ることで規制法研究分野を深め拡張した点、また、そもそも何が「法遵守行動」だと理解されているのか、現場における法の意味の構築プロセスについて経験的データを通じて深く掘り下げて分析することで、規制実施の根本的メカニズムに迫ったという学術的意義が認められる。また、本研究課題は規制法の現場における具体的展開を把握する試みであることから、効果的な規制法の実施のあり方について示唆を与えておりこの点高い社会的意義が認められる。

研究成果の概要（英文）：This is an empirical research on how an environmental regulation is interpreted, negotiated, and implemented at the regulatory front line. Given the ambiguity and indeterminacy of law, the meaning of law is constructed through social interactions among relevant actors, including regulators, businesses' compliance staff and production staff. Based on interviews and a survey to workers in businesses' compliance divisions and interviews with frontline regulators, this research argues that positions, expertise, and autonomy of the compliance divisions influence what is deemed as regulatory compliance inside the business entities.

研究分野：法社会学

キーワード：規制法の実施・執行 経験的法学研究 環境規制 環境行政法 コンプライアンス

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

規制法が現実にどのように実施・執行されているのかは、法が社会にとって望ましい機能を果たしているのかどうかを知る上で必要不可欠な視点である。規制執行過程については、Pressman & Wildavsky *Implementation* (University of California Press, 1973)等嚆矢的研究以降、アメリカ、オーストラリアなど海外において理論的・実証的研究が行われており、一つの研究分野として確立している。一方、日本では、法は成立してからどのように実施されているのかという問いは我が国の法社会学を始め、行政学、行政法学においても未だ主要な研究分野として確立してはいないが、研究の必要性は従来から指摘されており数は少ないものの先行研究も存在する。

国内外の先行する規制研究では、行政機関の執行過程の分析、行政機関の意思決定に関する分析が主としてなされてきた。しかし、規制研究をさらに発展させるためには、規制法の対象となっている被規制者に対する実証的研究が不可欠である。加えて、従来の研究では、法の意味は確定的であることが暗黙の前提となっており、研究の焦点はもっぱら法を執行するかどうかという行政機関の意思決定に置かれていた。しかし、実際には法の記述はあいまいであることが多い。あいまいな法規定をいかに解釈し、意味づけを行うのか、その法の意味構築のプロセスに焦点を当てることも、規制法の実施執行過程を理解する上で必要不可欠である。

2. 研究の目的

本研究課題は、環境規制法の実施・執行過程について、第一に、被規制者（事業者）側の規制法に対する認識と解釈行動について経験的、理論的にアプローチする。法の記述があいまいである点に着目し、規制者たる行政との相互作用性を通じて、法はどのように実施現場において具体的意味が構築されているのか、被規制者の規制法に対する認識はどのようなものか、法の意味の具体化の展開ダイナミクスと被規制者のそれに与える役割について考察することが第一の目的である。第二に、あいまいな規制法に対し行政側はどのように対応しているのかについても考察する。

3. 研究の方法

本研究課題では、環境規制分野を対象に、経験的データに基づいた理論的・実証的分析を行った。まずは、海外での先行研究の精査を行った上で、理論的論点と、経験的データを集める上での最適な方法論について分析し、キーとなる変数の整理分析と実証研究への準備を行った。続いて経験的データの蒐集を行った。具体的には、被規制者（事業者）に対するインタビュー調査及び質問票調査、そして地方自治体に対するインタビュー調査を実施した。経験的データの分析を行い、それを基に再び理論的考察を深めた。

4. 研究成果

研究過程では、まず行政側での法の具体化プロセスをまとめ、被規制者側の法の意味構築プロセスの理解の第一歩とした。同時に、何が「遵守」と認識されるのか、その意味構築のプロセスが規制者と被規制者の相互作用を通じて展開されていくダイナミクス、及び被規制者内でのコンプライアンス部署や生産部署等関連部署間の交渉を通じた法への具体的対応の展開に注目しつつ、文献調査を幅広く実施した。その後、経験的調査として、第一に、環境規制対象の

事業者に対するインタビュー調査，第二に，環境規制対象となっている事業者に対し，質問票調査を実施した．事業者内での環境規制コンプライアンス体制，あいまいな法規定に対する対応，事業者内での担当部署のリソースの程度，関係行政部署とのやりとり，法に対する理解や期待等の項目を調査した．被規制者である事業者も，その内部での部署間関係によって法遵守の判断や法の意味構築行動が異なり，事業者内部のダイナミクスや関係者間の相互作用性を理解しない限り，規制法の意味構築や遵守の理解は図れないこと，被規制者を一人のアクターとして理解する従来の理解では不十分であるという結論に至った．特に，コンプライアンス部署の組織内ヒエラルキーにおける地位，役割，専門知識，技術的法的能力，行政との関わりの程度によって法の意味構築プロセス及び法への認識は異なることが明らかになった．このように，法の具体的意味は，被規制者及び行政機関の関係職員らの話し合いを通じた社会的相互作用を通じて構築されている．規制遵守を導くメカニズムは，マネジメントシステムそれ自体によって自動的に成立するものではなく，このような人と人との相互依存的な関係性の上に成り立っている．

上記のように法の意味構築のプロセスを理解するならば，法遵守のあり方は交渉の帰趨として理解できる．抽象的・一般的に記された法が具体的状況において展開していく過程で，規制法遵守として理解される行動の中身は，関係アクター間の交渉を通じて具体化される．この具体的中身も，常に固定されたものではなく，説得や説明，話し合いを通じて，変容が起こりうる．被規制者内部においては，コンプライアンス部門が，法遵守行動にどの程度価値を見出しているのか，彼らの法に対する理解・認識のあり様が，コンプライアンス部門の達成目標・譲歩可能な範囲を大きく左右する．彼らの規制法に対する認識如何によって，どの程度遵守活動実現に向けて他部署へ働きかけるのかが異なってくるからである．法が求めている行為が形式的なものにしか見えず，実質的な意義が認められない場合，彼らは規制対象活動を実際に行なっている部署（生産部門など）に対し法に沿った行動を強く要求はしないであろう．

コンプライアンス部門が抱く行政に対する評価は，一様ではない．本研究で実施した質問票調査によると，被規制者が抱く行政像は3つのグループに分類できた（クラスター分析）．すなわち，そもそも行政への関心が低いグループ，ネガティブな行政像を抱いているグループ，行政を仲間とみなすポジティブな行政像を抱いているグループである．これらの行政像は，コンプライアンス部門の組織内の位置付けと関連していることが明らかとなった．具体的には，ネガティブな行政像を抱いている場合，そのコンプライアンス部門は，技術的知識の自負，組織内自立性とともにも他のグループと比較して低かった．そのようなネガティブな行政像を抱いているアクターが考える「遵守」とは，法との完全な合致行為であり，実質的な意味が伴わず，表面的で，行政へのパフォーマンスとして見せるという傾向が強いものであった．

なお，行政内部でのあいまいな法の解釈行動について，インタビュー調査を実施した過程で近年我が国でその数を増やしている自治体内弁護士が存在にも着目し，その必要性を論じるとともに，自治体内弁護士の役割という今後の研究展望につながる知見を得た．

本研究課題の研究成果は，日本語及び英語論文として公表し，国内外での学会報告も積極的に実施した．例えば，平田彩子『自治体現場の法適用 あいまいな法はいかに実施されるか』（東京大学出版会，2017），平田彩子「プロセスとしての規制遵守 規制対象企業の経験的研究に向けて」（『法の経験的社会科学の確立に向けて 村山眞維先生古希記念』，2019），Ayako Hirata “How Networks Among Frontline Offices Influence Regulatory Enforcement:

Diffusion and Justification of Interpretation of Risk” *Regulatory & Governance*,” forthcoming などである。学会報告として、Law and Society Associations, Research Committee for Sociology of Law (RCSL), 日本行政学会、法と経済学会等をはじめとして、国内外の学会で研究報告を行なった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 平田彩子	4. 巻 22
2. 論文標題 自治体間ネットワークと法の解釈	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 臨床法務研究	6. 最初と最後の頁 111-118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平田彩子	4. 巻 86
2. 論文標題 書評『縮減社会の合意形成：人口減少時代の空間制御と自治』	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法社会学	6. 最初と最後の頁 191-195
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平田彩子	4. 巻 495
2. 論文標題 第一線行政現場としての児童相談所 川崎二三彦『児童虐待 現場からの提言』『虐待死 なぜ起きるのか、どう防ぐか』を読む	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自治総研	6. 最初と最後の頁 50-65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平田 彩子	4. 巻 なし
2. 論文標題 プロセスとしての規制遵守---規制対象企業の経験的研究にむけて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ダニエル・フット・濱野亮・太田勝造（編）『法の経験的社会科学の確立にむけて 村山眞維先生古希記念』	6. 最初と最後の頁 337-356
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平田 彩子	4. 巻 30年10月号
2. 論文標題 公務員弁護士と規制行政	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 地方自治	6. 最初と最後の頁 2-24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平田彩子	4. 巻 1
2. 論文標題 分析枠組みとしてのストリート・レベル・ピュロクラシー 「第一線裁判官」という理解は可能なのか	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 宮澤節生先生古希記念 現代日本の法過程 (上)	6. 最初と最後の頁 713-734
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計17件 (うち招待講演 8件 / うち国際学会 10件)

1. 発表者名 Ayako Hirata
2. 発表標題 Dealing with Ambiguity: How Horizontal Networks Among Street-Level Offices Influence Regulatory Enforcement
3. 学会等名 Research Committee for Sociology of Law (RCSL) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Ayako Hirata
2. 発表標題 Government Lawyers and Regulatory Decision-making: A Japanese Case
3. 学会等名 Research Committee for Sociology of Law (RCSL) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Ayako Hirata
2. 発表標題 Government Lawyers and Regulation: A Japanese Case
3. 学会等名 Annual Meeting of Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 平田彩子
2. 発表標題 法・条例の実施場面を中心とした弁護士ニーズ
3. 学会等名 日本弁護士連合会「自治立法に関する総合研修」(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Ayako Hirata
2. 発表標題 Government Lawyers and Regulatory Decision-making: A Japanese Case
3. 学会等名 Research Committee for Sociology of Law (RCSL) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Ayako Hirata
2. 発表標題 Dealing with Ambiguity: How Horizontal Networks Among Street-Level Offices Influence Regulatory Enforcement
3. 学会等名 Research Committee for Sociology of Law (RCSL) (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Ayako Hirata
2. 発表標題 Government Lawyers and Regulation: A Japanese Case
3. 学会等名 Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 平田 彩子
2. 発表標題 法・条例の実施場面を中心とした弁護士ニーズ
3. 学会等名 日本弁護士連合会「自治立法に関する総合研修」(招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Ayako Hirata
2. 発表標題 Constructing the Meaning of Law through Inter-Office Interaction: Seeking Legitimacy of Regulatory Enforcement
3. 学会等名 Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 平田 彩子
2. 発表標題 自治体間ネットワークと法の解釈
3. 学会等名 岡山行政法実務研究会(招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 平田 彩子
2. 発表標題 自治体間ネットワークと法の解釈・適用 地方自治体による環境規制法の実施・執行の場面から
3. 学会等名 日本行政学会（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Ayako Hirata
2. 発表標題 “Regulatory Ambiguity: a pilot survey of regulated entities’ perspectives”
3. 学会等名 法と経済学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 平田彩子
2. 発表標題 あいまいな法規定をめぐる現場自治体と事業者 規制実施の正当性を求めて
3. 学会等名 北海道大学法理論研究会定例研究会（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Ayako Hirata
2. 発表標題 Dealing with Complexity and Uncertainty: the present and the future of frontline regulatory enforcement
3. 学会等名 7th Dutch-Japanese Law Symposium（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Ayako Hirata
2. 発表標題 Diffusion and Diversity of Regulatory Governance at Local Level: How Street-level Regulatory Offices Cope with Uncertainty of Environmental Damages and Ambiguity of Law
3. 学会等名 ECPR Regulatory Governance Conference (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 Ayako Hirata
2. 発表標題 Diffusion and Diversity of Meaning of Regulatory Statute: how frontline regulators cope with uncertainty of environmental damages and ambiguity of law
3. 学会等名 Annual Meeting of Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 平田 彩子
2. 発表標題 環境規制法の解釈と執行をめぐる自治体間ネットワークの可能性
3. 学会等名 関西公共政策研究会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 平田 彩子	4. 発行年 2017年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 240
3. 書名 自治体現場の法適用－あいまいな法はいかに実施されるか	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----